

横浜市三殿台考古館等の指定管理者の指定について

こども青少年・教育委員会
令和7年12月15日
教育委員会事務局

地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該指定管理者の指定について、次のとおり提案します。

1 施設の概要

施設名	横浜市三殿台考古館	横浜市歴史博物館	横浜都市発展記念館	横浜ユーラシア文化館	横浜開港資料館
開館	昭和42年1月	平成7年1月		平成15年3月	昭和56年6月
所在地	磯子区 岡村4-11-22	都筑区 中川中央1-18-1		中区 日本大通12	中区 日本大通3
主な事業内容	三殿台遺跡及び出土品の公開	古代から現代までの横浜の歴史の調査研究・展示	関東大震災以降を中心とする横浜の歴史の調査研究・展示	ユーラシア諸地域に関する調査研究・展示	開港期を中心とする横浜の歴史の調査研究・展示

2 指定候補者の選定の考え方

横浜市指定管理者制度運用ガイドライン等に基づき、高度の専門性や調査・研究の継続性などの観点から、**非公募・指定管理期間10年間・5館一括**で、前指定管理期間に続き「公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団」を指定候補者として選定しました。

(横浜市指定管理者制度運用ガイドライン参照)

- ・非公募について : 極めて高度の専門性を要すること、利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、他の担い手が存在しないことが見込まれる場合
- ・長期間の指定について : 指定管理者の変更等の頻繁な実施が、施設の設置目的の達成に重大な影響を与えることが明白である場合等については、最長10年間

3 指定期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（第4期・10年間）

4 指定候補者の団体概要

(1) 名称

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団 代表理事 佐藤 信

(2) 設立目的

(公財) 横浜市ふるさと歴史財団は、「横浜に関係した歴史（以下「歴史」という。）の理解に資する国内外の資料や文化財の調査、研究、収集、保管及び公開を行うとともに、歴史や文化財に関する普及啓発を行い、先人たちの歩みや積み上げてきた文化を市民共有のものとし、さらに次世代へ継承していくことで、ふるさと意識の醸成及び市民文化の発展に寄与することを目的」（定款より抜粋）として、横浜市の出資により平成4年9月に設立された団体です。

(3) 指定管理者としての実績

指定管理者として平成18年4月から横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜開港資料館を管理運営しています。

【参考】選定経過等

(1) 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会

【委員長】 吉田 鋼市 (建築史(近代)／横浜国立大学名誉教授)
【委 員】 相澤 正彦 (日本美術史(絵画)／成城大学文芸学部名誉教授)
薄井 和男 (日本彫刻史／元神奈川県立歴史博物館館長)
梅田 比奈子 (社会科教育／玉川大学大学院教授)
澤野 由紀子 (生涯学習／聖心女子大学現代教養学部教授)
末崎 真澄 (美術工芸史／前馬の博物館副館長)
松本 郁代 (文化・宗教史／横浜市立大学教授)
田中 操 (財務会計／田中操税理士事務所)
桧森 隆一 (行政経営・文化政策／嘉悦大学付属地域産業文化研究所 客員教授)

(2) 選定経過

令和7年4月8日	第1回指定管理者選定評価委員会	応募要項、業務の基準、選定基準、選定方法の決定
令和7年5月9日	応募要項等の公開・送付	
令和7年6月13日	提案書類の受付	
令和7年7月25日	第2回指定管理者選定評価委員会	応募者によるプレゼンテーション、質疑応答
令和7年8月27日	第3回指定管理者選定評価委員会	最終審査、指定候補者の決定

(3) 選定理由

指定候補者は、法人の理念や基本方針が横浜市歴史博物館等の設置目的に合致し、公益性の高い事業を実施するなど、選定評価委員会であらかじめ決定していた選定に係る評価基準に照らして、一定以上の水準を確保していることから選定しました。

総得点 1,899点 (2,475点満点) (※最低基準: 1,485点 (満点の60%))